

審判

(財) 日本サッカー協会 基本規程

総則

第126条〔目的〕

本章の規定は、本協会および本協会管轄下のサッカー協会に登録された審判員の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。

第127条〔本協会の統制〕

本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技の審判について統制する権限を持つ。

第128条〔公式競技の審判〕

本協会および本協会管轄下のサッカー協会に登録された審判員（以下「審判員」という）以外の者は、日本国内における一切の公式競技の審判を行うことはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。

審判員の資格

第129条〔資格の種類〕

審判員の資格は次の5種類とする。

- (1) 1級審判員
- (2) 2級審判員
- (3) 3級審判員
- (4) 4級審判員
- (5) 女子1級審判員

第130条〔技能の区分〕

- ①1級審判員は、本協会が主催する競技の主審を行う技能を有するものとする。
- ②2級審判員は、地域協会が主催する競技の主審を行う技能を有するものとする。
- ③3級審判員は、都道府県協会が主催する競技の主審を行う技能を有するものとする。

ただし、ユース審判員については、原則として、ユース年代以下の試合の主審をするものとする。

④4級審判員は、都道府県を構成する郡市／都市協会の傘下の団体・連盟等が主催する競技もしくは、練習試合の主審を行う技能を有するものとする。

ただし、ジュニアユース審判員については、ジュニアユース年代以下の試合の主審を、ユース審判員については、ユース年代以下の試合の主審を出来ることとする。

なお、特に技能を有すると都道府県審判委員会で認められた者については、都道府県協会主催の試合において、主審を行うことが出来る。

⑤2級・3級・4級の各有資格者で、技能を有すると認められた者は、1ランク上の試合の副審を行うことが出来る。

⑥女子1級審判員は、本協会管轄の第3種・第4種および女子の競技の審判を行う技能を有するものとする。

第131条〔資格の認定〕

①1級審判員の資格は、2級審判員のうちから、本協会主催の1級審判員認定講習会を経て適格と認められた者に対して与えられる。女子1級審判員もこれに準じて認定する。1級審判員認定講習会の参加基準については、本協会審判委員会が定める。

②2級、3級および4級の審判員の資格は、本協会審判委員会の指導を受けて、それぞれの資格を認定するサッカー協会が主催する認定講習会を経て適格と認められた者に対して与えられる。

③審判技能が著しく低下した場合および所定の義務を著しく怠った場合には、その審判員を統括するサッカー協会は、当該審判委員会の審議を経て、その審判員の降級を行うことができる。

④前2項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級および4級審判員の資格認定または降級を行うことができる。

第132条〔欠格事由〕

審判員には原則として次に掲げる者を任命することができない。

- (1) 4級については12歳未満の者、3級については15歳未満の者
- (2) その他審判の遂行に支障があると認められる者

第133条〔定年〕

①1級審判員および女子1級審判員は、50歳をもって定年とする。

②2級、3級および4級の審判員の定年については、前項に準じ、それぞれの資格を認定する

サッカー協会が定める。

審判員の登録

第134条〔新規登録〕

①本協会が新規に資格を認定した1級審判員および女子1級審判員、地域協会が新規に資格を認定した2級審判員、都道府県協会が新規に資格を認定した3級審判員は、それぞれの所轄の都道府県サッカー協会に新規登録の事務手続きを行い、所定の登録料を納入しなければならない。

②都道府県協会が4級の資格を認定した男女は、所定の事務手続きを行い、所定の認定料を納入しなければならない。

③本協会は、審判員の資格認定証として、審判手帳を交付する。

第135条〔資格の更新〕

①1級審判員は、毎年所定の研修会を受講し、その資格を更新することが出来る。

②2級・3級審判員は、2年毎に所定の更新講習会を受講し、その資格を更新することが出来る。

③4級の資格を認定された審判員は、毎年4級認定講習会を受講し、資格を継続することが出来る。

第136条〔登録料／認定料〕

①1級、2級、3級、4級及び女子1級審判員は、日本協会・地域協会・都道府県協会が定める登録料（4級については、認定料）を所轄都道府県協会に納付しなければならない。

②登録料（4級については、認定料）は、毎年1年分を納付するものとする。

第137条〔届出〕

①審判員は、審判登録票の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに審判手帳の書式を使用し、関係する協会に届けなければならない。

審判員の義務

第138条〔義務〕

①審判員は、主審をした試合の審判報告書を、その試合日を含む2日以内に、その試合を主催したサッカー協会に送付しなければならない。

②審判員は、所定の講習会、研修会等に出席し、自己の審判技術の向上に努め、審判活動に

積極的に参加しなければならない。

⑨女性審判員は、妊娠と判断されてから産後6カ月迄の間は、所定の講習会・研修会等は免除され、その資格について不利益になることはない。

第139条〔服装等〕

審判員の服装は、シャツ、ショーツおよびストッキングのいずれも黒色であることを基本とするが、他の色のものを着用することも認める。ただし、いずれの場合も、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、主審と副審の服装が統一されていることを原則とする。

審判員の養成

第140条〔地域審判講習会〕

①地域サッカー協会は、管内の審判員の審判技術向上のため、審判講習会を少なくとも年2回開催しなければならない。

②前項の講習会を開催する場合には、本協会に講師の派遣を要請することができる。そのうちの1回については、本協会が講師派遣の経費を負担する。

第141条〔1級審判講習会〕

本協会は、1級審判員の審判技術向上のため、審判講習会を少なくとも年1回開催しなければならない。

審判員の指導者

第142条〔審判員の指導者〕

①本協会が認定および管轄する審判員の指導者の資格は、次の2種類とする。

- (1) 日本サッカー協会審判インストラクター
- (2) 日本サッカー協会審判インスペクター

②日本サッカー協会審判インストラクターは、審判員の養成および審判技術の向上を図るために、本協会が主催する審判講習会、審判研修会の講師を務める技能を有するものとする。

③日本サッカー協会審判インスペクターは、審判員の実技評価を行う技能を有するものとする。

④本協会管轄下のサッカー協会が認定および管轄する審判員の指導者については、前3項に準じ、当該サッカー協会が定める。

第143条〔指導者の登録料〕

①本協会審判インストラクターおよびインスペクターは、理事会が別に定める登録料を、本協会に納付しなければならない。

②第136条〔登録料〕第2項の規定は、前項の場合に準用する。

審判員の表彰および処分

第144条〔表彰〕

審判技術の向上に著しく貢献のあった審判員に対しては、審判委員会の審議を経て本協会が表彰する。

第145条〔処分〕

審判員が審判の権威を著しく失墜する行為を行ったときは、その審判員を統括するサッカー協会は、当該審判委員会の審議を経て、その審判員に対し、訓告、審判停止または除名処分を行う。

第146条〔協会への通知〕

地域サッカー協会または都道府県サッカー協会が前条の処分を行ったときは、直ちに本協会に通知しなければならない。

審判員の旅費等

第147条〔旅費〕

審判員が本協会の依頼により大会および試合の審判を行うことを目的として旅行したときは、本節の定めるところにより、旅費および審判手当を支給する。

第148条〔旅費の費目〕

旅費の費目は、交通費、宿泊費、食費および日当とする。

第149条〔旅費の計算方法等〕

旅費の計算方法および支給基準等は、理事会の決定により別に定める。

第150条〔日当〕

日当は、別に定める審判手当の支給されない旅行目につき一定額を支給するものとし、その金額は理事会の決定により別に定める。

第151条〔審判手当〕

審判手当は、理事会の決定により別に定める。

第152条〔国際審判員の審判手当〕

前条にかかわらず、国際サッカー連盟（FIFA）の規定する「国を代表するチームが参加する試合（代表、ジュニア、ユース等全ての年齢層が該当）」および外国人審判員の参加する国際試合における国際サッカー連盟登録審判員（国際審判員）の審判手当は、FIFAの規定による金額とする。

第153条〔大会等の規定の優先適用〕

本節の規定と大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

第154条〔協議〕

本節に定めなき事項については、専務理事と審判委員会委員長との協議により定める。

（1998年12月現在）